

施設基準一覧

診療報酬の算定に基づく近畿厚生局への届出については、下記の通りとなっております。

●一般病棟入院基本料 (15:1)

○看護配置加算 ○看護補助加算 1 (30:1)

●療養病棟入院基本料 1 (20:1)

●障害者施設等入院基本料 (13:1)

○看護補助加算 2 (50:1)

●緩和ケア病棟入院料 (7:1)

以上の入院基本料に係る病棟別の看護要員の配置については、別紙のとおりです。

●入院時食事療養 I ・入院時生活療養 I

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食は 18:00 以降）適温で提供しています。

●診療録管理体制加算 2

専任の診療記録管理者を配置し、診察録管理体制を整え、診療情報を提供しています。

●特殊疾患入院施設管理加算

重度の肢体不自由者、重度の障害者、重度の意識障害者及び難病の症状固定されている方を積極的に受け入れています。(C-1、C-2 病棟)

●療養環境加算

一般病棟（療養病棟、緩和ケア病棟以外）が対象です。A-2、A-5 南、C-1、C-2 病棟病棟内の1床あたり面積の最も小さい病室における1床あたりの床面積は6.4 m²以上であり、実質平均面積は8 m²以上です。

●療養病棟療養環境加算 1

A-3 南、A-4 南、B-2 南、B-2 北、B-3 南、B-3 北、B-4 南、B-4 北 B-5 北、C-3、C-4、C-5 病棟

1 病室が4床以下です。

1 病床あたりの面積は6.4 m²(内法)以上です。

病室に隣接する廊下幅は片廊下で1.8 m、中廊下で2.7 m以上です。

機能訓練室の床面積は40 m²以上です。

患者様1人につき1 m²以上(内法)の食堂があります。

身体の不自由な患者様の利用に適した浴室が設けられています。

病棟床面積が、患者1人につき内法による測定で、16 m²以上です。

●療養病棟療養環境加算 2

A-3 北、A-4 北、B-5 南病棟

1 室が 4 床以下です。

1 病床あたりの面積は 6.4 m²(内法)以上です。

病室に隣接する廊下幅は片廊下で 1.8 m 以上、中廊下で 2.7 m 以上です。

機能訓練室の床面積は 40 m²以上です。

患者様 1 人につき 1 m²以上(内法)の食堂があります。

身体の不自由な患者様の利用に適した浴室が設けられています。

●医療安全対策加算 2

医療安全対策に係る適切な研修を終了した専任の看護師を医療安全管理者として配置しています。

医療安全管理部門として医療安全管理室を設置しています。

医療安全管理室では医療安全に係る各種取り組みを実施しています。

●退院調整加算

退院調整担当者が入院後 7 日以内に、退院困難な要因を有する患者様を抽出して退院支援計画に着手し、関係職種による退院支援を行います。

●救急搬送患者地域連携受入加算

救急搬送患者地域連携紹介加算にかかる届出を行っている保険医療機関との間で救急の転院体制について、予め協議を行い、連携を取っています。

●後発医薬品使用体制加算 2

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用を積極的に推進しており、その割合が20%以上30%未満となっています。

ジェネリック医薬品とは先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に発売される、同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことで、先発医薬品より安価で経済的です。

●ニコチン依存症管理料

禁煙を希望する患者様でニコチン依存症と診断した者に対して、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書で情報提供致します。また、病院敷地内が禁煙となっています。

●薬剤管理指導料

医薬品情報管理室が設置されており、常勤の薬剤師が配置されています。また、医師の依頼にもとづき薬剤師が入院患者様に薬学的管理指導等を行います。

●画像診断管理加算 2

エックス線撮影、核医学診断、CT撮影、MRI撮影を行うにあたり、10年以上の経験を有する専従の専門医が画像診断を担当しています。

●ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影

核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた医師や診断撮影機器ごとに、PET 製剤の取り扱いに関し、専門知識及び経験を有する専任の診療放射線技師が配置されており、当該撮影を行うにつき、十分な機器及び設備を有しています。

●CT 撮影及び MRI 撮影

16 列の CT 装置、1.5 テスラの MRI 装置を有しています。

●無菌製剤処理料

常勤薬剤師が複数配置されており、必要があった場合の無菌製剤処理を行うための専用設備を有しています。

●脳血管疾患等リハビリテーション料 I

専任の常勤医師が2名以上配置されています。

専従の常勤理学療法士が5名以上配置されています。

専従の常勤作業療法士が3名以上配置されています。

専従の常勤言語聴覚士が1名以上配置されています。

機能訓練室の面積が160㎡以上あり、別に8㎡以上の専用の個別療法室があります。

脳血管疾患等リハビリテーションを実施するに十分な設備や器具があります。

●運動器リハビリテーション料Ⅰ

専任の常勤医師が1名以上配置されています。

専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上配置されています。

機能訓練室の面積が100㎡以上あります。

運動器リハビリテーションを実施するに十分な設備や器具があります。

●呼吸器リハビリテーション料Ⅰ

専任の常勤医師1名が配置されています。

専従の常勤理学療法士1名を含む常勤理学療法士又は常勤作業療法士2以上が配置されています。

機能訓練室の面積が100㎡以上あります。

呼吸器リハビリテーションを実施するに十分な設備や器具があります。

●医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む）に掲げる手術の届出

当院は上記手術を実施するに当たり、十分な設備や機器及び人員を有しています。

● 麻酔管理料 I

常勤の麻酔科標榜医により麻酔の安全管理体制を確保しています。

● クラウン・ブリッジ維持管理料

当院はクラウン・ブリッジの維持管理を実施する保険医療機関として届出をしています。

● 患者サポート体制充実加算

当院では患者様や、そのご家族からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置しています。(医療福祉相談室/B棟1階)

窓口には社会福祉士が常時配置され、相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっています。

● 栄養サポートチーム加算

栄養障害の状態又は栄養管理が必要な患者様に対して、栄養サポートチームが栄養状態改善のためのお手伝い(診療)を致します。

栄養サポートチームの主なメンバーは栄養管理に係る所定の研修を修了しています。

● データー提出加算

当院では国の政策の基礎となる診療情報を一定の基準にしたがって分析し、定期的にそのデーターを厚生労働省へ報告をしています。

● 感染防止対策加算 2

当院には感染制御チームが組織され、感染対策に3年以上の経験を有する専任の医師、感染管理に5年以上従事した経験を有する専任の看護師、3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師、3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師が感染防止にかかる日常業務を行っています。

● 歯科外来診療環境体制加算

当院歯科外来では、患者様にとってより安心・安全な歯科医療環境の提供を行うために、十分な装置や器具等を有しています。また、診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、当院の医科担当医師と連携している他、系列の救命救急病院へ電話連絡により受診（搬送）できる診療連携体制も確保しています。

● 在宅復帰機能強化加算

在宅への復帰（退院）を積極的に支援する病棟です。

該当病棟 A-3 北、A-3 南、A-4 北、A-4 南、B-2 北、B-2 南、B-3 北、B-3 南
 B-4 北、B-4 南、B-5 北、B-5 南、C-3、C-4、C-5 15 病棟 734 床